



石狩市

No.18 2020年2月発行
編集・発行
石狩市環境市民部 広聴・市民生活課
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
TEL: 0133(72)3191 FAX: 0133(72)3199

消費生活センター便り



2/18 消費生活研修会 知っておきたい④

食からみた日々の備えと暮らし方

を開催しました!!



北海道教育大学 札幌校
教授 佐々木 貴子 氏

2月18日(火)、りんくる視聴覚室にて、消費生活研修会を開催。応募いただいた27名の市民の皆様が参加されました。

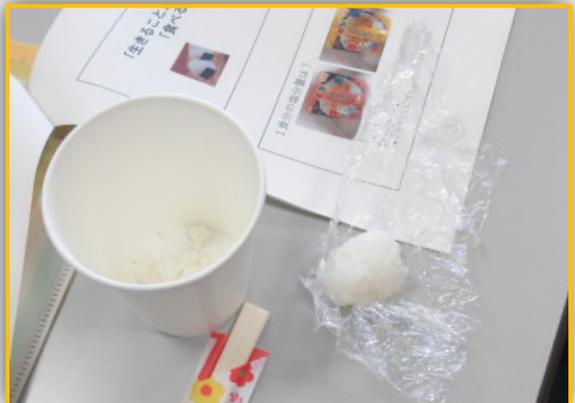
最初に消費生活相談員から消費生活センターに寄せられた相談状況を報告。増加傾向にあるトラブル事例を紹介し、被害に遭わないための心構えや対処法について説明しました。

続いて北海道教育大学札幌校教授の佐々木貴子氏から、『食からみた日々の備えと暮らし方』をテーマに、日常生活の延長から始める災害への備えについて、お話を伺いました。

地震の多い釧路で生まれたご自身の体験談や、災害対策基本法で『市民は、食、飲料水などを自ら備えなくてはならない』と書かれていることを紹介。

また、非常食に含まれる食塩の量の多さを説明し、非常食のアルファ化米と、高密度ポリエチレン袋で炊いたお米を参加者全員で食べ比べました。

災害を「自分の事」として受け止めることの重要性や、災害時をイメージして、**普段**から準備したり訓練したりを**不断**に行う「いざは**ふだん**なり」が大切と話されました。



参加者は熱心に聴講され、たくさんの質問がありました。また、「乾物が家になく、コンビニで当日必要なものを購入する若い人と世代間の違いは大きな問題。『伝承』の大切さがわかった。」「体験をふまえての話がわかりやすかった。」「改めて家庭内点検をしてみます。」などの感想をいただきました。

台風や地震などの自然災害が多い昨今、次は自分が「被災者」になるかもしれません。皆さんも佐々木教授が紹介した、家の中の点検ことば「**あうた**、**おちてこない**、**うごいてこない**、**たおれてこない**」を参考に点検してみてください。



1/16 石狩市消費生活サポーター向け 現地研修会をおこないました！



消費者被害防止ネットワークの構成機関および消費生活サポーターなど計16名が受講しました。

1月16日(木)午前10時から市役所4階会議室において、消費生活サポーター向け現地研修会を開催しました。消費生活サポーター5名および消費者被害防止ネットワークの構成機関から6名が出席し、講師の北海道立消費生活センター主任消費生活相談員 前田麻子氏から消費生活に関するトラブル事例を紹介していただきました。道内で増えている相談の傾向や悪質商法の手口について解説していただき、被害に遭わないための対処法について学びました。

参加者からは、「最近の動向を知ることができて良かった」「継続的に受講したい」「家族や知人に伝えたい」「さっそく活動団体に情報提供するつもりだ」「心配な高齢者が多いので、学んだ事を今後の消費者被害の発見に役立てたい」などの声が聞かれ、とても頼もしく思いました。

消費生活サポーターには『消費生活センター便り』などで消費者行政の情報を発信、街頭啓発への参加や、研修会のお手伝いをいただいています。消費生活に関心のある方は、ぜひお問い合わせください。



消費生活サポーター

募集中!

石狩市では、地域の担い手として活動していただく『消費生活サポーター』を随時募集しています。

1. 消費生活サポーターの活動内容

地域や団体に消費生活に関する情報の提供
消費者被害に遭った方への消費生活センターの紹介

- 地域における消費者被害防止見守り活動への参加協力

現在13名で活動しています。
お気軽にお問い合わせください。



2. 対象者

消費生活に関心のある方で、石狩市内在住の満20歳以上の方

3. 登録期間

登録した日の属する年度の3月末まで(辞退届の提出がない限り翌年度も更新となります)

4. 登録方法

登録申請書に必要事項(氏名・住所・電話番号など)を記入して申請していただきます。

石狩市役所 広聴・市民生活課までお問い合わせください。(☎0133-72-3191)



「こまったな…」と思ったら、相談してください!

石狩市消費生活センター ☎0133-75-2282

石狩市役所1階(平日 午前10時~午後4時)

※ 土日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ

消費者ホットライン **188** いやいや! 局番なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。